

# 定住に伴う新築住宅建設補助金の利用案内

昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設された場合に、建設補助金を交付します。建設補助金は5年間の時限的な措置で、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっています。交付には条件を満たす必要があります。建築を考えている方・施工業者は事前にご相談ください。

## 建設補助金（平成26年4月1日以降に新築住宅の引き渡しを受けた場合）

条 件	金 額
村内に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合	100万円
村外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合	80万円

## 交付対象者

条件の一部を掲載しています。詳細は下記問い合わせ先まで確認してください。

- (1) **世帯責任者**（主として世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を有していること。
- (2) **世帯責任者が所有し、家族との居住を目的に新たに建設された住宅であること。**
- (3) **世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。**
- (4) 新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。
- (5) その世帯員に村税等の滞納がないこと。
- (6) **申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。**
- (7) **本村に10年以上定住すること。**
- (8) 簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入していること。（母屋等からの分岐・接続は認められません。）
- (9) 昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。

## 申請期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間で、新築住宅の引き渡しを受けた日から1年以内

## 申請に必要となる書類

- (1) 申請書（様式1号）
- (2) 申請者と世帯員の住民票の写し
- (3) 位置図（付近見取図）、配置図及び各階平面図及び新築住宅全体写真
- (4) 建物の登記事項証明書又は所有者及び総床面積が確認できる書類
- (5) 建設に係る契約書の写し
- (6) 村税等納入状況確認承諾書（様式第2号）
- (7) 新築住宅の引き渡しを受けた日現在、本村において村税等が賦課されていない転入者については、前居住地の市町村税納税等の納税証明書
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 住宅の引き渡し日が確認できる書類
- (10) 景観区域における行為の適合通知書

### お問い合わせ先

昭和村役場 建設課 整備係

TEL 0278-24-5111（内線 160・161）

# 【申請から交付までの流れ】

添付書類の準備（建設補助金交付申請書に次のものを添付してください。）

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 申請者と世帯員の住民票の写し
- (3) 位置図（付近見取図）、配置図及び各階平面図及び新築住宅全体写真
- (4) 建物の登記事項証明書又は所有者及び総床面積が確認できる書類
- (5) 建設に係る契約書の写し
- (6) 村税等納入状況確認承諾書（様式第2号）
- (7) 新築住宅の引き渡しを受けた日現在、本村において村税等が賦課されていない転入者については、前居住地の市町村税納税等の納税証明書
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 住宅の引き渡し日が確認できる書類
- (10) 景観区域における行為の適合通知書

申請者

昭和村

事前相談

（様式第1号）ほか  
補助金交付申請書の提出  
※新築住宅の引渡を受けた日から  
1年以内に提出

補助金交付申請書の受付  
※平成26年4月1日～  
～平成31年3月31日まで

補助金交付申請書の内容審査  
※必要に応じて現地調査を行う

（様式第4号）  
補助金交付決定及び額の確定通知書の受理

（様式第4号）  
補助金交付決定及び額の確定通知書の送付  
※（様式第6号）補助金交付申請書を同封

（様式第5号）  
建設補助金不交付決定通知書の送付

補助金不交付の確定

（様式第6号）  
補助金交付請求書の提出  
※交付決定の日から30日以内に提出

（様式第6号）  
補助金交付請求書の受理

補助金の交付